

川崎市港湾振興会館の施設等の利用許可等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市港湾振興会館（以下「会館」という。）の適正かつ効率的な運用を図るため、川崎市港湾振興会館条例施行規則（平成4年規則第21号。以下「規則」という。）の規定に基づき、会館の施設等の利用許可等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請の例外)

第2条 規則第8条第3項ただし書きに規定する、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、次のとおりとする。

- (1) テニスコート及びビーチバレー場を利用しようとする場合にあつて、日没又は天候により、利用日の当日に照明施設の利用許可の申請をするとき。
- (2) 指定管理者が港湾の振興対策上特に必要があると認めるとき。

(抽選申込み回数等の制限)

第3条 規則第14条第1項の規定により、指定管理者が、同一の者が1月内に施設等を利用する回数を制限することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 抽選申込み回数の制限

- ア 会議室及び研修室にあつては、同一の者が抽選の申込みができる回数は、1月内に7回までとする。
- イ テニスコートにあつては、同一の者が抽選の申込みができる回数は、平日の利用（ナイター除く。）については、1月内に8回まで、平日のナイター利用については1月内に4回までとする。土曜日、日曜日及び祝祭日（以下「土日祝祭日」という。）の利用（ナイターを除く。）並びに土日祝祭日のナイターの利用についてはそれぞれ1月内に1回までとする。なお、土日祝祭日の抽選申込み回数分を平日の抽選申込み回数に充てることができる。
- ウ ビーチバレー場にあつては、同一の者が抽選の申込みができる回数は、平日の利用（ナイター除く。）については、1月内に6回まで、平日のナイター利用については1月内に4回までとする。ただし土日祝祭日の利用（ナイターを除く。）については1月内に3回まで、土日祝祭日のナイターの利用については1月内に2回までとする。なお、土日祝祭日の抽選申込み回数分を平日の抽選申込み回数に充てることができる。
- エ 体育室（専用利用の場合に限る。）にあつては、同一の者が抽選の申込みができる回数は、1月内に9回までとする。ただし土日祝祭日の利用については1月内に3回までとする。

うとする者がいない場合は、随時一般開放するものとする。

(研修室の利用)

第9条 研修室において拡声装置等を利用する場合は、研修室を区画しないで利用する場合に限るものとする。

(定期駐車券の発行)

第10条 定期駐車券の発行は、港湾事務室の利用許可を受けた者及び指定管理者が特に認めた者に限るものとする。

(入場券の交付)

第11条 展望室入場券の交付時間は、午前9時から午後9時までとする。

(火気の使用)

第12条 規則第16条第4号の所定の場所は、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成11年11月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成31年4月1日から施行する。